

「大震災かまいしの伝承者」(第4期)募集要項

1. 趣 旨

東日本大震災の被災体験、復旧・復興の取り組み、震災から学んだ教訓などについて、将来にわたり市民一人ひとりが大震災を忘れることなく、語り継ぐ意識づけを促すとともに、大震災の出来事を市内外に語り継ぐため、大震災の出来事に関する共通認識、伝承の手法などを習得する機会を設けた「大震災かまいしの伝承者」(以下「伝承者」という。)の養成を推進するものです。

令和元年度に開始し、現在59名が伝承者として認定されております。今回は第4期目となる伝承者を募集します。

2. 募集期間

令和5年12月13日(水)から令和6年1月10日(水)まで

3. 応募要件

- 大震災の出来事を語り継ぐことに意欲がある方

【主な伝承の分野】

- ① 大震災時の被災体験
- ② 復旧・復興の取り組み
- ③ 震災から学んだ教訓

- 令和6年1月28日(日)に開催予定の基礎研修会に参加できる方

4. 研 修

- 市は、伝承者としての自己啓発や共通認識の習得を目的とした基礎研修(必須)、伝承手法の習得など更なるステップアップを目指す方のためのステップアップ研修(任意)を順次実施します。

- 伝承者となるためには、基礎研修の全日程の受講が必要です。

- 基礎研修の開催日程や内容は以下のとおりを予定しています。

【研修日程】

- 令和6年1月28日(日) 9時00分から12時00分まで

【会 場】

- 釜石市立鶴住居公民館 (釜石市鶴住居町2丁目901番地)

【主な研修内容】(予定)

- ① 地震のメカニズムと津波被害について
- ② 釜石市防災市民憲章について
- ③ いのちをつなぐ未来館 見学

5. 伝承者証(証明書)の発行

- 基礎研修の全日程を修了された方に、伝承者証を発行します。

- 伝承者証の有効期間は、概ね2年間とし、有効期間は、市が別に定めます。

6. 伝承者の活動

【身近な方を対象とした活動】

- 伝承者は、家庭など身近な方に対して、大震災の出来事などを語り継ぐという自覚のもと、災害時の避難のしかたを話し合うなど、災害から身を守る意識を高める活動を行います。

【不特定多数の方を対象とした活動】

- 伝承者は、外来者など不特定多数の方に対して、ステップアップ研修などにより身に付けた知識のもと、大震災の出来事を正確に、かつ相手の求めに応じて語り伝える活動を行います。
- 伝承者は、伝承者の名称を使用した活動ができます。ただし、市は大震災の出来事の説明などを希望する方と伝承者との個別仲介、あっせんなどは行いません。
- 市は、市全体としての伝承活動を促進するため、伝承者に対して、市内で伝承活動を行う団体などの情報を提供します。

7. 伝承者の取消し

- 伝承者に応募された方が次のいずれかに該当すると認められるときは、伝承者を取り消します。
 - ア. 伝承者から辞退の申し出があったとき
 - イ. 伝承者を利用して第三者に対して政治、宗教活動を行ったとき
 - ウ. その他市が伝承者として不相当と認めたとき

8. 応募方法

【応募申込書の提出】

- 伝承者応募申込書（様式 1）に記入のうえ、各地区生活応援センター、下記問い合わせ先へご提出（FAX・メールも可）または郵送ください。
- 募集要項及び伝承者応募申込書は、各地区生活応援センター、いのちをつなぐ未来館、釜石市役所震災検証室で配布しています。釜石市ホームページからもダウンロードできます。

【応募締切（第 4 期）】

- 令和 6 年 1 月 10 日（水）

【応募の際の留意事項】

- 応募書類に記載された個人情報、伝承者の運営、改善・向上などに向けた分析に必要な場合にのみ使用し、必要がなくなった時点で適切に破棄します。

9. 問い合わせ先

釜石市役所 総務企画部総合政策課 震災検証室

住 所： 〒026-8686 岩手県釜石市只越町 3 丁目 9 番 13 号（第 4 庁舎 2 階）

電 話： 0193-27-8438

F A X： 0193-22-6040

電子メール： sougou@city.kamaishi.iwate.jp